

# 奈良市公報

## 号 外 第 11 号

平成18年 6月19日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目 次

#### 告 示

○開発行為に関する工事の完了（3件）……………2	○生活保護法の規定による医療機関の指定……………21
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………2	○生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………21
○生活保護法の規定による施術者の指定……………2	○奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示……………22
○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………2	○市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示……………22
○自動車臨時運行許可番号の失効……………3	○都市公園の供用開始……………22
○農用地利用集積計画の縦覧……………3	○奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示……………22
○特定計量器の定期検査の実施……………3	○奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示……………23
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの公衆縦覧……………4	○奈良市介護予防教室運営事業実施要綱……………25
○都市計画地区計画の変更（2件）……………4	○奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱……………31
○平成17年度近傍同種の住宅の家賃等……………5	○奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………35
○結核指定医療機関の指定辞退……………5	○奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………38
○道路の区域変更……………5	○奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示……………40
○道路の供用開始……………5	○奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………40
○住居番号の変更……………5	○奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示……………42
○道路の位置指定……………5	○奈良市外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………44
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………6	○奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱を廃止する告示……………46
○放置自転車等の保管（2件）……………6	○奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱……………46
○奈良市まちかどトーク実施要綱……………6	○奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱……………48
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………10	○奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示……………49
○予防接種の実施……………14	○奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示……………49
○BCG接種の実施……………15	○奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱……………49
○奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………15	○政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示……………52
○奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示……………15	○教育委員会への事務委任の一部改正……………52
○住居番号の変更……………16	○奈良市市民企画事業実施要綱……………52
○奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示……………16	○奈良市市民政策アドバイザー制度要綱……………53
○奈良市伝統工芸後継者育成研修実施要綱……………16	○奈良市都市経営戦略会議設置要綱……………54
○開発行為に関する工事の完了（2件）……………17	○奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の一部を改正する告示……………55
○排水設備指定工事店の指定取消し……………17	
○排水設備指定工事店の指定……………18	
○住民票の職権削除……………18	
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………18	
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………21	

- 平成18年度近傍同種の住宅の家賃等……………61
- 奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示……………61
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの公衆縦覧……………61

## 告 示

### 奈良市告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年3月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成17年12月21日 奈良市指令都整開第05A-45号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成18年3月16日 第979号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市東九条町15番地、18番地の1、19番地、20番地、21番地の1、22番地の1、23番地の1及び26番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都立川市柴崎町一丁目2番13号  
真澄寺  
代表役員 伊藤 真聰

(平成18年3月16日揭示済)

### 奈良市告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年3月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年2月28日 奈良市指令都整開第05A-53号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成18年3月17日 第980号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市三碓三丁目851番地の1及び851番地の10
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区内幸町二丁目2番2号  
株式会社日本エスコ  
代表取締役 直江 啓文

(平成18年3月17日揭示済)

### 奈良市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年3月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成17年12月26日 奈良市指令都整開第05A-43号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成18年3月17日 第981号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大和田町287番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市大和田町518番地  
河西 興貴  
河西 千春

(平成18年3月17日揭示済)

### 奈良市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年3月17日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏名	施術所 名称 所在地		廃止 年月日
	中井 康司	竹田鍼灸整骨院	

(平成18年3月17日揭示済)

### 奈良市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年3月17日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏名	施術所 名称 所在地		指定 年月日
	中井 康司	なかい整骨院	

(平成18年3月17日揭示済)

### 奈良市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 3月17日

奈良市長 藤 原 昭

医療法人岡谷  
会おかたに病  
院居宅介護支  
援事業所

奈良市南京終  
町一丁目25-  
1

居宅介護支援  
事業

平成18年  
3月31日

(平成18年 3月17日揭示済)

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所 の所在地		

**奈良市告示第146号**

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示します。  
平成18年 3月17日

奈良市長 藤 原 昭

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	許可年月日
奈良2250	平成18年 3月17日	兵庫県尼崎市杭瀬南新町1-2-10 大 橋 貴 之	平成15年 4月14日
奈良2260	平成18年 3月17日	奈良市川上町492-2 松 田 佳 恭	平成15年 8月 7日
奈良2185	平成18年3月17日	奈良県北葛城郡王寺町本町5-9-4 荻 本 健 之	平成15年 9月 1日
奈良2131	平成18年 3月17日	京都市伏見区石田西ノ坪1-10-1001 山 口 英 生	平成17年 1月21日
奈良2292	平成18年 3月17日	橿原市四分町291 俣 野 成 男	平成17年 4月18日
奈良2285	平成18年 3月17日	奈良市法華寺町1371-3 林 聡一郎	平成17年 4月22日
奈良2226	平成18年 3月17日	北海道小樽市稲穂5-20-3 伊 藤 武	平成17年 4月28日
奈良2324	平成18年 3月17日	奈良市南京終町六丁目625-1 森 口 伸	平成17年 6月28日

(平成18年 3月17日揭示済)

**奈良市告示第147号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成18年 3月17日

奈良市長 藤 原 昭

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市経済部農林課

(平成18年 3月17日揭示済)

**奈良市告示第148号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり告示します。

平成18年 3月20日

奈良市長 藤 原 昭

区 域	区 分	月 日(曜日)	時 間	場 所
都祁地区、 月ヶ瀬地区	電気式はかり	4月17日(月)から 4月19日(水)まで	午前10時から午後4 時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以 外の特定計量器	4月20日(木)	午前10時から正午ま で及び午後1時から 午後3時まで	奈良県農業協同組合都祁支店
		4月21日(金)	午前10時から正午ま で及び午後1時から 午後3時まで	月ヶ瀬行政センター
		4月24日(月)	午前10時から正午ま で	石打区事務所
			午後1時から午後3 時まで	月ヶ瀬生活改善センター
	4月25日(火)	午前10時から正午ま で及び午後1時から 午後3時まで	桃香野茶集荷場	
	電気式はかり	4月26日(水)	午前10時から午後4 時まで	電気式はかりの所在場所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

(平成18年3月20日揭示済)

奈良市告示第149号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)用途地域の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年3月22日

奈良市長 藤原 昭  
(平成18年3月22日揭示済)

奈良市告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年3月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画  
押熊町地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市押熊町1408番の1の一部 他  
(平成18年3月22日揭示済)

奈良市告示第151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年3月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画  
リンクス東紀寺地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市東紀寺町一丁目703番1  
(平成18年3月22日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号)第17条

第3項の平成17年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値(利便性係数)を次のとおり公表します。

平成18年3月22日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積(㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃(円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	125-128	94,200	0.7343

(平成18年3月22日揭示済)

奈良市告示第153号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年3月22日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	辞退年月日
東谷薬局	奈良市南魚屋町37	平成18年2月15日

(平成18年3月22日揭示済)

奈良市告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、平成18年3月26日から次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

奈良市長 藤原 昭

路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
登美ヶ丘鹿畑線	北登美ヶ丘一丁目2491番12地先から押熊町2503番1地先まで	前	16.5~17.0	299.8	
		後	5.0~30.0	644.6	

(平成18年3月23日揭示済)

奈良市告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、平成18年3月26日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管

理課において一般の縦覧に供します。

平成18年3月23日

奈良市長 藤原 昭

路線名	区間	延長(m) 幅員(m)
登美ヶ丘鹿畑線	北登美ヶ丘一丁目2491番12地先から押熊町2503番1地先まで	L=644.6 W=5.0~30.0

(平成18年3月23日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成18年3月23日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年3月23日揭示済)

奈良市告示第157号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成18年3月23日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市中山町1606番地の7
申請者氏名	株式会社 相光 代表取締役 相川ちづ子
道路の位置	奈良市富雄北二丁目392番地の84及び392番地の85の各一部
道路の幅員	4.00メートル~4.10メートル
道路の延長	22.52メートル
指定年月日	平成18年3月23日
指定番号	第17022号

(平成18年 3月23日揭示済)

**奈良市告示第158号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・3・4号大和中央道（菅原工区）の事業計画の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成18年 3月23日

奈良市長 藤原 昭

## 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成18年 3月23日揭示済)

**奈良市告示第159号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 3月23日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年 3月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 2,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成18年 3月23日揭示済)

**奈良市告示第160号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年 3月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成18年 3月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年 3月24日揭示済)

奈良市告示第161号は、奈良市公報号外第12号に掲載

**奈良市告示第162号**

奈良市まちかどトーク実施要綱を次のように定める。

平成18年 3月27日

奈良市長 藤原 昭

## 奈良市まちかどトーク実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市民等で構成する団体が主催する集会等に市の職員が出向いて市の施策情報を市民に伝える奈良市まちかどトーク（以下「まちかどトーク」という。）を実施することにより、市民の市政に対する理解と関心を深め、もって市民参画を促進し、市民との協働のまちづくりに資することを目的とする。

## (対象)

第2条 まちかどトークの実施の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内に在住、在勤又は在学する者で構成され、まちかどトーク実施日に10人以上の参加者が見込まれる団体とする。

## (内容)

第3条 まちかどトークのテーマは、市長が別に定め、公表する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象団体の希望により別にテーマを設けることができる。

## (実施日時及び場所)

第4条 まちかどトークの実施日は、毎年度6月1日から翌年の3月31日までの間とし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）においても実施するものとする。

2 まちかどトークの実施時間は、午前9時から午後9時までの時間のうち質疑応答の時間を含めおおよそ1時間

30分以内とする。

3 まちかどトークの実施場所は、市内に限るものとする。  
(申込み)

第5条 まちかどトークの実施を希望する団体の代表者は、原則として当該団体が主催する集会等を開催しようとする日の1箇月前に当たる日までに奈良市まちかどトーク実施申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みに基づきまちかどトークの実施を決定した場合は、奈良市まちかどトーク実施決定通知書(別記第2号様式)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(実施の制限)

第7条 市長は、まちかどトークの実施を希望する団体の主催する集会等が次のいずれかに該当するときは、まちかどトークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政党の利害に関するものであると認められるとき。
- (3) 宗教又は営利を目的としたものであると認められるとき。
- (4) その他まちかどトークの目的に照らして適当でないとして認められるとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定による通知を受けた団体は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき又はまちかどトークの実施を辞退しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(費用負担)

第9条 まちかどトークへの職員の派遣費用は、無料とする。ただし、まちかどトークの実施に際して、施設の使用料、備品使用料等が必要となるときは、主催団体において負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市まちかどトーク実施申込書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

団 体 名

代表者 住所

氏名

電話番号

奈良市まちかどトークの実施を希望しますので、次のとおり申し込みます。

希望するテーマ	テーマ No.		テーマ名	
第1希望日時	年 月 日 ( 曜日)			時 分から 時 分まで
第2希望日時	年 月 日 ( 曜日)			時 分から 時 分まで
会場	名 称			
	所 在 地			
参加予定人数		人		
団体の概要				
特に希望する内容				

第2号様式（第6条関係）

奈良市まちかどトーク実施決定通知書

第 号  
年 月 日

団 体 名

代表者 住所

氏名

様

奈良市長

印

次のとおり奈良市まちかどトークを実施します。

開 催 日 時	年 月 日 ( 曜 日 )			時 分 从 分 从 分 从 分
会 場	名 称			
	所 在 地			
テ ー マ	テ ー マ No.		テ ー マ 名	
担 当 課				
派 遣 職 員				

(平成18年 3月27日揭示済)

奈良市告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成18年3月27日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人岡谷会訪問看護ステーションぬくもりポート	奈良市西木辻町200	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町200		
医療法人平和会吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良市右京三丁目2-2 ならやま診療所内	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1		
医療法人拓生会訪問看護ステーションサクライ	奈良市今小路町4	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
医療法人拓生会	奈良市今小路町2		
ホームケア(株) 奈良ヘルパーステーション	奈良市法蓮町423	介護予防 訪問介護 介護予防 訪問入浴介護 介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日 平成18年04月01日 平成18年04月01日
ホームケア株式会社	奈良市法蓮町528-1		
ライフサポート奈良	奈良市南京終町三丁目397-22F	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ヤマキ代務サービス	奈良市南城戸町28		
株式会社ライフエール奈良店	奈良市朱雀三丁目5-4	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社ライフエール	天理市中之庄町483		
老人保健施設ロイヤルフェニックス	奈良市六条町99-2	介護予防 短期入所療養介護 介護予防 通所リハビリテーション	平成18年04月01日 平成18年04月01日
医療法人康仁会	奈良市六条町102-1		
老人保健施設アップル学園前	奈良市中登美ヶ丘四丁目3	介護予防 短期入所療養介護 介護予防 通所リハビリテーション	平成18年04月01日 平成18年04月01日
医療法人北寿会	奈良市中登美ヶ丘4-3		
あけぼの会やすらぎポート	奈良市白毫寺町208	介護予防 訪問入浴介護 介護予防 通所介護	平成18年04月01日 平成18年04月01日
社会福祉法人あけぼの会	奈良市高畑町711		

あけぼの会高齢者福祉事業センター	奈良市小太郎町3	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
社会福祉法人あけぼの会	奈良市高畑町711		
フランスベッドメディカルサービス株式会社 奈良営業所	奈良市尼辻北町2-4	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
フランスベッドメディカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町1-25-1		
ハーモニーケアサービス	奈良市西木辻町119-4-102	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社キョウワ	京都府相楽郡木津町市坂向山78		
いわしや森川医療器株式会社	奈良市四条大路2-2-27	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
いわしや森川医療器株式会社	奈良市四条大路2-2-27		
吉田病院訪問看護ステーションほおずき	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1		
有限会社アシストコーポレーションハートヘルプサービス	奈良市法蓮町602-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社アシストコーポレーション	奈良市法蓮町602-1		
有限会社アシストコーポレーションハートフルデイサービスセンター	奈良市法蓮町602-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
有限会社アシストコーポレーション	奈良市法蓮町602-1		
やすらぎ診療所	奈良市法蓮町1247-1	介護予防 通所リハビリテーション	平成18年04月01日
やすらぎ診療所	奈良市法蓮町1247-1		
吉田病院ホームヘルプステーション	奈良市西大寺赤田町一丁目7-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1		
有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市富雄北三丁目1-7 グレイスII 106	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市富雄北3-1-7 グレイスII 106	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
株式会社コムスン奈良ケアセンター	奈良市大宮町四丁目275-5 森村第2ビル303	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社コムスン	東京都港区六本木4-8-5	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日

株式会社セリオ奈良営業所	奈良市北之庄西町一丁目8-10	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
株式会社セリオ	浜松市湖東町3472-2		
アシストハートヘルスケア	奈良市法蓮町602-1	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
有限会社アシストコーポレーション	奈良市法蓮町602-1		
有限会社安心ライフ	奈良市秋篠早月町10-10A棟110	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社安心ライフ	奈良市秋篠早月町10-10A棟110	介護予防 福祉用具貸与	
近鉄スマイルサプライ奈良支店	奈良市あやめ池北一丁目9-1	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
近鉄スマイルサプライ株式会社	大阪市天王寺区上本町6-1-55		
リハビリデイサービスセンターひまわり奈良	奈良市左京四丁目6-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
医療法人健和会	天理市中之庄町470		
ほほえみ訪問介護サービス事業所	奈良市四条大路一丁目24-26-6	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ほほえみ	奈良市四条大路1-24-26		
モミの木デイサービスセンター	奈良市法蓮町1185	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
有限会社モミの木	奈良市法蓮町1185		
アップル学園前ヘルパーステーション	奈良市中登美ヶ丘四丁目3	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
医療法人北寿会	奈良市中登美ヶ丘4-3	介護予防 福祉用具貸与	
株式会社スエメディカル	奈良市富雄元町二丁目6-48 ライオンズプラザ富雄2F	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
株式会社スエメディカル	大阪市浪速区難波中一丁目6-8		
有限会社アットホーム奈良店	奈良市西九条町二丁目3-17	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
有限会社アットホーム	奈良市西九条町二丁目3-17		
サポート介護センター	奈良市芝辻町一丁目1-21	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社サポートサービス	奈良市芝辻町一丁目1-2	介護予防 福祉用具貸与	

有限会社朝日ケアサポート	奈良市学園朝日町7-10	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
有限会社朝日ケアサポート	奈良市学園朝日町7-10		
八木一男福祉会居宅介護支援事業所あおぞら	奈良市三条本町111-3	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
特定非営利活動法人八木一男福祉会	奈良市三条本町111-3		
花つむり介護サービスセンター	奈良市西木辻町31	介護予防 訪問介護 介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日 平成18年04月01日
株式会社体育文化研究所	大阪市阿倍野区昭和町三丁目1-64		
サポートセンター花花	奈良市中山町43	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社椿井	生駒市鹿ノ台北一丁目25-1		
有限会社在宅介護サービスラブ	奈良市西大寺本町7-2	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社在宅介護サービスラブ	奈良市西大寺本町7-2		
シニアクラブハウスまいん	奈良市あやめ池南一丁目5-25	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
有限会社まいん	奈良市あやめ池南一丁目5-25		
ディサービスセンター聚楽苑	奈良市三松三丁目640-2	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
株式会社ウェルハート	奈良市三松三丁目640-2		
ディサービスセンター天平	奈良市雑司町368-2	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
有限会社天平フーズ	奈良県奈良市今小路町45-1		
あいケアサービス	奈良市三碓六丁目10-26-203	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社翔	奈良市三碓六丁目10-26-203		
あやめヘルパーステーション	奈良市疋田町二丁目7-30	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社あやめコーポレーション	吹田市片山町四丁目42-10		
訪問看護ステーションツルハート	奈良市菅原町387-1ハイッ池澤101	介護予防 訪問看護	平成18年04月01日
有限会社ツルハート	奈良市法蓮町1934-13		

奈良在宅ホスピス支援センター ひばり	奈良市帝塚山南四丁目20-15-106	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社マイムメディカルサポート	奈良市帝塚山南四丁目20-15-106号		
ユーケア訪問介護サービス	奈良市六条西四丁目4-9	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ユーショウ	奈良市六条西四丁目4-9		
アゲインヘルパーステーション	奈良市大和田町1195	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
企業組合アゲイン	奈良県奈良市大和田町1195		
ハーモニーケアサービス	奈良市西木辻町119-4-102	居宅 福祉用具貸与	平成18年03月14日
有限会社キョウワ	京都府相楽郡木津町市坂向山78		
ハーモニーケアサービス	奈良市西木辻町119-4-102	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
有限会社キョウワ	京都府相楽郡木津町市坂向山78		
株式会社ヤマシタコーポレーション奈良ショールーム	奈良市大宮町四丁目275-5 森村第2ビル103号	居宅 福祉用具貸与	平成18年03月17日
株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1		
株式会社ヤマシタコーポレーション奈良ショールーム	奈良市大宮町四丁目275-5 森村第2ビル103号	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
株式会社ヤマシタコーポレーション	静岡県静岡市駿河区南町18-1		

(平成18年 3月27日揭示済)

**奈良市告示第164号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとお

り公告します。

平成18年 3月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	別紙のとおり
麻しん及び風しん (MR)	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		

- 2 接種不適当者
- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 接種要注意者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 4 料金
- (1) 無料
  - (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)
- 5 その他
- 不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成18年3月27日揭示済)

**奈良市告示第165号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第13条の規定によるBCG接種を行うので、次のとおり公告します。

平成18年3月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の対象者の範囲
- 生後3月から生後6月に至るまでの間にある者
- 2 予防接種を行う期間及び場所
- 期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 場所 別紙のとおり
- 3 接種不適当者
- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 4 接種要注意者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者

- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

5 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成18年3月27日揭示済)

**奈良市告示第166号**

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱(平成17年奈良市告示第503号)の一部を次のように改正する。

第3条中「から、医療機関等(保険薬局を除く。)の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。以下同じ。)又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに500円(14日以上入院療養である場合は、1,000円)を控除した額」を削る。

第7条中「診療報酬明細書」の次に「(訪問看護療養費明細書を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の規定は、この告示の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成18年3月28日揭示済)

**奈良市告示第167号**

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱の一部を改正する告示

奈良市行政資料コーナー設置及び管理要綱(昭和61年奈

良市告示第34号)の一部を次のように改正する。

第1条中の表中「総務部情報公開室」を「情報公開課」に改める。

第4条中「総務部情報公開室長(以下「情報公開室長」という。))」を「情報公開課長」に改める。

第5条から第7条までの規定中「情報公開室長」を「情報公開課長」に改める。

別記様式中「情報公開室長様」を「情報公開課長」に改める。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月29日揭示済)

奈良市告示第168号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年3月29日揭示済)

奈良市告示第169号

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱(平成16年奈良市告示第426号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市既存木造住宅精密耐震診断補助金交付要綱

第1条中「木造住宅の耐震改修の意識」を「既存木造住宅の耐震改修への意欲」に、「耐震診断に」を「精密耐震診断に」に、「既存木造住宅耐震診断補助金」を「既存木造住宅精密耐震診断補助金」に改める。

第2条第1号中「昭和56年6月1日」を「昭和56年5月31日」に改め、同条第2号中「耐震診断 目視」を「精密耐震診断 目視」に、「一般診断法」を「精密診断法」に改める。

第3条第2号及び第4条中「耐震診断」を「精密耐震診断」に改める。

第5条第1項中「耐震診断」を「精密耐震診断」に、「40,000円」を「76,000円」に改める。

第6条第1号及び第4号並びに第7条第1号及び第2号中「耐震診断」を「精密耐震診断」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市既存木造住宅精密耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後の年度分の補助金について適用し、平成17年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。

(平成18年3月29日揭示済)

奈良市告示第170号

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱を次のように定める。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良伝統工芸後継者育成研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良伝統工芸後継者育成研修(以下「研修」という。)を実施することにより、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とする。

(研修の実施)

第2条 研修は、研修者の選考及び奨励金の交付を除き、財団法人ならまち振興財団(以下「財団」という。)に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 研修を受けることができる者は、奈良伝統工芸の後継者となる意志を有し、かつ、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研修開始時において満30歳未満の者
- (2) 研修を受けようとする科目の基礎技術の取得者

(育成科目)

第4条 研修による育成科目は、次のとおりとする。

- (1) 奈良一刀彫
- (2) 赤膚焼
- (3) 奈良漆器
- (4) その他市長が特に認める科目

(研修の内容)

第5条 研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 奈良伝統工芸の工房主(以下「工房主」という。)が行う週2回から3回程度の基本的な指導
- (2) なら工芸館において行う奈良伝統工芸の技術的な自己研修
- (3) なら工芸館で開催される各種工芸教室への参加

2 前項第1号及び第2号に掲げる研修の合計日数は、1月につき、20日以上でなければならない。

(研修期間)

第6条 研修期間は、3年間とする。この場合において、財団は、1年ごとに研修を受けている者(以下「研修者」という。)から作品の提示を受けて審査を行い、次の1年間の更新を市長に提言するものとする。

(研修人員)

第7条 研修者の定員は、3人以内とする。

(研修者の選考)

第8条 研修を受けようとする者は、別に定める期間内に

- 財団を通じて市長に申し込まなければならない。
- 財団は、前項の申込みを受けたときは、第3条に掲げる要件に該当する者の中から研修を受けることが適当であると認める者を市長に推薦するものとする。
  - 市長は、前項の推薦に基づき、研修者を選考するものとする。

(研修者の義務)

第9条 研修者は、3箇月ごとに研修の成果を工房主に提示しなければならない。

- 研修者は、年1回以上、各種展覧会に出品し、入選を目指し、作品の制作に励まなければならない。
- 研修者は、研修終了後において、なら工藝館の事業に協力しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 研修者は、次のいずれかに該当することとなったときは、研修者としての資格を喪失するものとする。

- 奈良伝統工芸の後継者となる意志を喪失したとき。
- 財団の提言により、研修を継続することが適当でないとして市長が認めたとき。

(費用)

第11条 研修に係る費用は、無料とする。ただし、材料費に係る費用は、研修者が負担するものとする。

(奨励金)

第12条 市長は、研修の期間中、研修者及び工房主に対して奈良伝統工芸の人づくり奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

- 奨励金の金額及び交付時期は、次のとおりとする。

区 分	金 額	交 付 時 期
研修者	月額100,000円	毎月
工房主	月額 20,000円	6月、9月、12月及び3月

- 研修の合計日数が1月につき、20日に達しない場合は、その月の研修者の奨励金は交付しないものとする。
- 工房主が研修者を指導しなかった場合は、その月の工房主の奨励金は交付しないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月29日揭示済)

**奈良市告示第171号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年1月25日 奈良市指令都整開第05A-46号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成18年3月29日 第982号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市七条町164番地の1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区港南二丁目18番1号  
株式会社ゼンショー  
代表取締役 小川 賢太郎  
(平成18年3月29日揭示済)

**奈良市告示第172号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年3月29日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年1月31日 奈良市指令都整開第05A-50号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成18年3月29日 第983号  
(2) 公共施設 平成18年3月29日 第429号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市百楽園二丁目440番地の64
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県北葛城郡広陵町大字笠222-1  
株式会社ウエダ  
代表取締役 上田 定央
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市百楽園二丁目440番地の64の一部  
(平成18年3月29日揭示済)

**奈良市告示第173号**

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年3月30日

奈良市長 藤原 昭

- 取消し年月日  
平成18年3月30日
- 指定工事店  
指定番号 第314号  
店舗の所在地 奈良市法華寺町203番地の2  
会社名 株式会社 アイテム  
代表者 下宮 芳実  
(平成18年3月30日揭示済)

**奈良市告示第174号**

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年3月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定年月日  
平成18年3月30日
- 2 指定工事店  
指定番号 第314号  
店舗の所在地 奈良市法華寺町203番地の2  
会社名 アイテム有限会社  
代表者 取締役 下宮 貴世  
(平成18年3月30日揭示済)

**奈良市告示第175号**

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立て

の決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合又は当該異議申立てについての決定があったことを知った日から起算して30日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起することができます。

平成18年3月30日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成18年3月30日揭示済)

**奈良市告示第176号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年3月30日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人社団谷掛整形外科診療所	奈良市神殿町644-1	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成18年04月01日 平成18年04月01日
医療法人社団谷掛整形外科診療所	奈良市神殿町644-1	介護予防 訪問リハビリテーション 介護予防 通所リハビリテーション	平成18年04月01日 平成18年04月01日
医療法人平和会あやめ池診療所	奈良市あやめ池南六丁目1-7	介護予防 居宅療養管理指導	平成18年04月01日
医療法人平和会	奈良市西大寺赤田町1-7-1	介護予防 通所リハビリテーション	平成18年04月01日
岡谷会ホームヘルプステーション	奈良市西木辻町200	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町200		
有限会社ハヤシ奈良営業所	奈良市北京終町27-2-102	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ハヤシ	天理市富堂町320-1		
万葉苑ホームヘルパーステーション	奈良市川上町281	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		

万葉苑訪問入浴介護サービスセンター	奈良市川上町281	介護予防 訪問入浴介護	平成18年04月01日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		
万葉苑デイサービスセンター	奈良市川上町281	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		
万葉苑ショートステイサービス	奈良市川上町875-1	介護予防 短期入所生活介護	平成18年04月01日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		
特別養護老人ホーム西ノ京苑	奈良市六条西五丁目17-43	介護予防 短期入所生活介護 介護予防 通所介護	平成18年04月01日 平成18年04月01日
社会福祉法人南都栄寿会	奈良県奈良市六条西五丁目17-43		
万葉苑大宮デイサービスセンター	奈良市西之阪町5-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
社会福祉法人万葉福祉会	奈良市川上町875-1		
財団法人沢井病院ヘルパーステーション	奈良市船橋町8	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
財団法人沢井病院	奈良市船橋町8		
訪問介護友舞	奈良市左京三丁目18-20	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社友舞	奈良市左京3-18-20		
メンタルサポートあす香	奈良市神功五丁目3-3	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社メンタル・サポートあす香	奈良市神功5-3-3		
ヘルパーステーション太陽	奈良市高天市町22-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社エース	奈良市高天市町22-1		
株式会社まほろばケアセンター	奈良市大宮町六丁目9-1 新大宮ビル3階	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
(株)まほろばケアセンター	奈良市大宮町6-9-1新 大宮ビル3階		
学園前西デイサービスセンター	奈良市二名三丁目1151-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
社会福祉法人奈良苑	奈良市二名3-1151-1		

学園前西ショートステイ	奈良市二名三丁目1151-1	介護予防 短期入所生活介護	平成18年04月01日
社会福祉法人奈良苑	奈良市二名3-1151-1		
西の京病院	奈良市六条町102-1	介護予防 短期入所療養介護	平成18年04月01日
医療法人康仁会	奈良市六条町102-1		
アクティブライフ中町倶楽部	奈良市中町5014	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社アクティブライフ	大阪市中央区備後町3-6-14		
ケアサービスわかくさ	奈良市東九条町311-9	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社ケアサービスわかくさ	奈良市東九条町311-9		
学園前西ヘルプステーション	奈良市二名三丁目1440-21-102	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
社会福祉法人奈良苑	奈良市二名三丁目1151-1		
岡谷会ホームヘルプステーション高畑	奈良市高畑町95-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町200		
介護支援センターわ	奈良市朱雀四丁目1-3	介護予防 訪問介護 介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日 平成18年04月01日
有限会社カセイ	奈良市朱雀4-1-3		
総合福祉ツクイ奈良	奈良市川之上突抜町10-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
株式会社ツクイ	奈良県奈良市川之上突抜町10-1		
アイ訪問介護ステーション	奈良市朱雀五丁目16-15	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社アイ	奈良市朱雀五丁目16-15		
ならまちデイサービスセンターふれあい	奈良市川之上突抜町10-1	介護予防 通所介護	平成18年04月01日
株式会社ツクイ	奈良県奈良市川之上突抜町10-1		
有限会社サンハート訪問介護ステーションよろこび	奈良市窪之庄町17-1	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社サンハート	奈良市窪之庄町17-1		

ヘルパーステーションチーム	奈良市富雄北二丁目 8-15 ガーデンハイツ高川301	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社さかきばら	奈良市五条三丁目21-19-2		
ヘルパーステーションなにわ	奈良市押熊町1279-1 藤松 ハイツ102号	介護予防 訪問介護	平成18年04月01日
有限会社浪花企画	奈良県奈良市押熊町1279-1 藤松ハイツ102号		
有限会社サンハート福祉用具 レンタル・販売事業部よろこび	奈良市窪之庄町17-1	居宅 福祉用具貸与	平成18年03月24日
有限会社サンハート	奈良市窪之庄町17-1		
有限会社サンハート福祉用具 レンタル・販売事業部よろこび	奈良市窪之庄町17-1	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
有限会社サンハート	奈良市窪之庄町17-1		
居宅介護支援センター太陽	奈良市高天市町22-1	居宅 福祉用具貸与	平成18年03月28日
株式会社エース	奈良市高天市町22-1		
居宅介護支援センター太陽	奈良市高天市町22-1	介護予防 福祉用具貸与	平成18年04月01日
株式会社エース	奈良市高天市町22-1		

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第177号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
東谷医院	奈良市南魚屋町37	平成18年 3月31日
東谷薬局	奈良市南魚屋町37	平成18年 2月15日

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第178号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
東谷医院	奈良市南魚屋町37番地	平成18年 4月 1日
ショーワ薬局JR奈良駅前店	奈良市三条本町2-20マツダオフィスビル1F	平成18年 3月24日
植山医院	奈良市朱雀五丁目11-12	平成18年 3月15日
たなか医院	奈良市学園北一丁目1-1ル・シェ ル学園前3階	平成18年 3月 1日

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第179号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出が

ありましたので同法第55条の2の規定により告示します。  
平成18年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

医療機関 の名称	医療機関 の所在地	変更事項		変更 年月日
		旧	新	
稲田デン タルクリ ニック	奈良市大森 町45-4	開設者 稲田康次	開設者 稲田育久	平成18年 4月1日

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第180号**

奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程の一部を改正する告示  
奈良市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等閲覧規程（平成14年奈良市告示第139号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財務部財政課」を「総務部財政課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月1日から施行する。

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第181号**

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示

市立奈良病院運営市民会議設置要綱（平成17年奈良市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民生活部病院事業室」を「病院事業課」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月1日から施行する。

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第182号**

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	区域	供用 開始日
古市町第11号街区公園	古市町1384番37	別紙図面のとおり（別紙図面は省略し、奈良市都市計画部街路公園課において一般の縦覧に供します。）	平成18年 3月30日
押熊町第8号街区公園	押熊町2123番29		
押熊町第9号街区公園	押熊町679番35		
六条西六丁目第4号街区公園	六条西六丁目248番31		
中山町第1号街区公園	中山町1177番71		

(平成18年 3月30日揭示済)

**奈良市告示第183号**

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第7条第6項」を「第8条第2項」に改め、同条第5号中「第7条第11項」を「第8条第7項」に改め、同条第6号中「第7条第13項」を「第8条第9項」に改め、同条中第13号を第22号とし、第8号から第12号までを9号ずつ繰り下げ、同条第7号中「第7条第21項」を「第8条第24項」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (12) 介護予防訪問介護 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
  - (13) 介護予防通所介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。
  - (14) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
  - (15) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
  - (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- 第2条中第6号の次に次の4号を加える。
- (7) 夜間対応型訪問介護 法第8条第15項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
  - (8) 認知症対応型通所介護 法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
  - (9) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第17項に規定す

る小規模多機能型居宅介護をいう。

(10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。

第4条第1項中「第2号から第4号」を「第3号から第13号」に改め、同項中第4号を第12号とし、第3号を第6号とし、同号の次に次の5号を加える。

(7) 介護予防通所介護  
(8) 認知症対応型通所介護  
(9) 介護予防認知症対応型通所介護  
(10) 小規模多機能型居宅介護  
(11) 介護予防小規模多機能型居宅介護

第4条第1項中第2号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 介護予防訪問介護  
(5) 夜間対応型訪問介護

第4条第1項中第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
第4条第1項に次の1号を加える。

(13) 介護予防短期入所生活介護  
別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
介護福祉施設サービス	(1) 旧措置入所者で利用者負担割合が10パーセントの者及び旧措置入所者以外の入所者（利用者負担第2段階に属する者を除く。）	1 / 4 (老齢福祉年金受給者は1 / 2)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者負担額、食費及び居住費 (2) 利用者負担第2段階に属する者 食費及び居住費	
訪問介護	利用者負担額	
介護予防訪問介護		
夜間対応型訪問介護		
通所介護	利用者負担額及び食費	
介護予防通所介護		
認知症対応型通所介護		
介護予防認知症対応型通所介護		

小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費及び宿泊費
介護予防小規模多機能型居宅介護	
短期入所生活介護	利用者負担額、食費及び滞在費
介護予防短期入所生活介護	

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)

- この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に提供されるサービスに係る軽減について適用し、同日前に提供されたサービスに係る軽減については、なお従前の例による。

(平成18年3月30日揭示済)

奈良市告示第184号

奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市介護保険料減免取扱要綱（平成12年奈良市告示第419号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「添付書類」を「提出書類」に改める。

別表中「添付書類」を「提出書類」に、「第38

条第1項第4号イ」を「第38条第1項第2号イ」に改め、同表の5号の項を次のように改める。

5号 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 (対象となる者は第1号被保険者)	—	—	—
(1) 譲渡所得の全部又は一部を債務弁済又は自己の居住用資産の購入に充てた場合において、当該債務弁済等に充てた譲渡所得があることにより、当該債務弁済等に充てた譲渡所得がなかったとした場合の保険料率よりも高額の保険料率の適用を受けたとき。	保険料の額から債務弁済等に充てた譲渡所得がなかったとした場合に負担することになる保険料の額を差し引いた額	申請日の属する年度	土地、建物等の売買契約書等
(2) その他市長が必要と認める者	—	—	—
ア 本市に住所を有し、海外渡航した者（ただし、海外渡航期間は1年以上とする。）	保険料の額の100パーセントに相当する額	出国日の属する月から入国日の属する日の前月まで	旅券等
イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の適用を受けることとなった者	保険料の額の100パーセントに相当する額	収監等された日の属する月から退所した日の属する月の前月まで	在所証明書等
ウ 条例第4条第2号又は第3号に該当する者で、奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成6年奈良市告示第358号）に基づく給付金の支給を受けている者	条例第4条第2号に該当する者 条例第4条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額  条例第4条第3号に該当する者 条例第4条第3号に規定する保険料の額から同条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額を差し引いた額	申請日の属する年度	外国人高齢者特別給付金支給決定通知書
エ 条例第4条第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。）又は同条第2号若しくは第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が60万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき25万円を加算した額）以下である世帯に属し、次の条件（オにおいて「条件」という。）のいずれにも該当するもの (1) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者と生計を共にしていないこと。 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者の税法上の被扶養者になっていないこと。 (3) 申請日における当該世帯の預貯金の合計額が120万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下であること。 (4) 自助努力をしても、なお生活が困窮していること。	条例第4条第1号又は第2号に該当する者 条例第4条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額  条例第4条第3号に該当する者 条例第4条第3号に規定する保険料の額から同条第1号に規定する保険料の額の50パーセントに相当する額を差し引いた額	申請日の属する年度	収入状況等申出書、源泉徴収票、預貯金通帳等、健康保険の被保険者証その他の証明書等
オ 条例第4条第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が120万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下である世帯に属し、条件のいずれにも該当するもの	条例第4条第3号に規定する保険料の額から同条第1号に規定する保険料の額を差し引いた額		
カ その他	市長が定める割合	市長が定める期間	事実を確認できる証明書等

別表の備考に次のように加える。

- 4 提出書類のうち収入状況等申出書は、添付書類とする。それ以外の提出書類については原本の提出を求め、預貯金通帳等を除いてその写しを保管するものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月30日掲示済)

奈良市告示第185号

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所型の介護予防教室（以下「事業」という。）を実施することにより、当該高齢者の心身機能の維持向上及び要介護状態等への進行の防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 在宅の65歳以上で、虚弱等の理由で要介護状態になるおそれがあること。
- (2) 住所地を担当する地域包括支援センター（以下「担当地域包括支援センター」という。）による介護予防プランにおいて、要介護状態への進行防止のために事業の利用が必要であるとされていること。

(事業の実施)

第3条 事業は、利用者及びサービス内容の決定を除き、市長が指定する業者（以下「委託先」という。）に委託して実施するものとする。

- 2 事業を行う時期及び実施場所は、別途市長が定めることとする。

(事業の内容)

第4条 事業においては、対象者の心身の状態及び介護予防プランに応じ、次に掲げる介護予防プログラムを実施し、要介護状態への悪化防止に努めるものとする。

- (1) 運動器の機能向上教室
- (2) 栄養改善教室
- (3) 口腔機能向上教室
- (4) その他市長の定める介護予防プログラム

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者又はその養護者（以下「申請者」という。）は、奈良市介護予防教室運営事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第1号に定める運動器の機能向上教室を利用しようとする申請者は、同意書（別記第2号様式）及びかか

りつけ医による運動器の機能向上教室参加意見書（別記第3号様式）又はこれに代わる内容の書類を前項の申請書に添付しなければならない。

- 3 第1項の申請書は、原則として担当地域包括支援センターを経由して提出するものとする。  
(決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、事業の利用が適当と認められるときは、奈良市介護予防教室運営事業利用決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、事業の利用が適当でないとき、奈良市介護予防教室運営事業利用不承認決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、地域包括ケアの観点から、前2項の決定の内容を、担当地域包括支援センターに通知するものとする。  
(変更の届出)

第7条 事業の利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその養護者は、住所等申請書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市介護予防教室運営事業変更届（別記第6号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出を受理したときは、委託先に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。  
(事後評価)

第8条 委託先及び担当地域包括支援センターは、利用者が事業を利用するに当たって、事前及び事後アセスメントを行い、利用による効果を測定し、市長に報告するものとする。

- 2 前項のアセスメントの内容及び項目については、別途市長が定めることとする。  
(利用の停止等)

第9条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、事業に基づくサービスの提供を停止し、又は廃止することがある。

- (1) 転出したとき。
- (2) 介護保険法において「要支援」又は「要介護」と認定されたとき。
- (3) 前条第1項の事後アセスメントの結果、心身の状況の改善が認められ、要介護状態等への悪化のおそれなくなったとき。

- 2 市長は、前項の規定によりサービスの提供を停止し、又は廃止したときは、奈良市介護予防教室運営事業利用停止（廃止）通知書（別記第7号様式）により、利用者

(費用の負担)

第10条 市長は、事業者に対し、事業に基づくサービスの提供に要する経費を支弁する。

- 2 事業の利用料は、無料とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

奈良市介護予防教室運営事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号 )

次のとおり介護予防教室運営事業を利用したいので、奈良市介護予防教室運営事業実施要綱第5条の規定により申請します。

対象者	住所				電話 ( - )
	フリガナ				
氏名				年 月 日生 ( 歳)	
	氏名	続柄	住所	電話番号	
緊急連絡先					
希望するプログラム (チェックしてください。)		<input type="checkbox"/> 運動器の機能向上教室 ※同意書及び医師の意見書が必要です。 <input type="checkbox"/> 栄養改善教室 <input type="checkbox"/> 口腔機能向上教室 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

承 諾 書

奈良市介護予防教室運営事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(対象者との続柄 )

対象者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

経由機関： 担当者： TEL - 地域包括支援センター確認欄	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
--------------------------------------	---------------	---------

第2号様式（第5条関係）

同 意 書

### 1 運動器の機能向上教室

運動器の機能向上教室は、ストレッチ、筋力トレーニングなどを併用して、体力の向上と同時に生活の自立度の改善を目標とするものです。

### 2 期待される効果

各自の能力に応じた運動メニューを行うことで体力が向上し、これまでよりも速く歩けるようになったり、出来なかったことが出来るようになるかもしれません。

### 3 運動中起こりうる危険性について

筋力トレーニングを行っている時に何らかの不測の変化が現れることが稀にあります。これには、異常な血圧の変化、めまい、不整脈、稀に心不全、脳卒中、死亡事故などが含まれます。当プログラムでは運動中の事故を防ぐために血圧、脈拍測定など随時行い、安全に運動が行えるように努力していきます。

### 4 利用者の責任

安全にトレーニングを進めて効果をあげるためには、各自に決められた運動メニュー（運動の強さや回数及び運動の種類）を守ることが大切です。良い結果を得るため、以下の注意事項を守るようにしてください。

<してはいけないこと>

- いつもと違う症状（いつもは感じない息苦しさや背中痛み、ひどい疲れ、動悸、めまい等）があるのにスタッフに報告しない。
- 目標の脈拍数を超えて運動する。
- 調子の悪い時に運動する。

<薦められること>

- 生活動作を出来る限り自分で行うように努力する。

### 5 承諾

私は、運動器の機能向上教室に参加することに同意します。私の責任についても理解しました。トレーニング参加に伴う危険性及びプログラム内容を承諾し、同意します。

年 月 日

参加者（署名）

家族（署名）

\_\_\_\_\_

第3号様式(第5条関係)

かかりつけ医による運動器の機能向上教室参加意見書

この方は、奈良市が実施する地域支援事業の介護予防事業「運動器の機能向上教室」に参加することを希望されています。参加可能かどうかご意見をいただけますようお願い申し上げます。

氏名		生年月日	M. T. S 年 月 日 ( 歳)	住所	奈良市
----	--	------	--------------------------	----	-----

基本チェックリストの結果

NO.	生活機能内容	点数	NO.	生活機能内容	点数
6~10	運動器の機能に関する事	点	16・17	閉じこもりに関する事	点
11・12	栄養状態に関する事 BMI アルブミン値	点	18~20	認知症に関する事	点
13~15	口腔機能に関する事	点	21~25	うつに関する事	点

以下の体力評価・トレーニングを実施します。

【体力評価】

- ・握力、バランステスト、5m通常歩行速度・最大歩行速度、長座位体前屈、開眼片脚立位、Timed up & go

【トレーニング内容】

- ・ストレッチ体操、筋力向上トレーニング、バランストレーニング

※ 下線は運動に伴うリスクが予想される項目です。

運動を開始する前の収縮時血圧が180mmHg以上または拡張期100mmHg以上の場合はトレーニングを行いません。

(以下 医師記入欄)

利用の際の医学的管理からの留意事項

(例：血圧測定、心電図検査、貧血検査等の結果より留意事項があれば記載してください)

介護予防事業「運動器の機能向上教室」に参加することが可能です。

年 月 日

医師氏名 \_\_\_\_\_ (印)

医療機関名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

様

様

奈良市長 印

奈良市長 印

奈良市介護予防教室運営事業利用決定通知書

奈良市介護予防教室運営事業利用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市介護予防教室運営事業の利用については、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

年 月 日付けで申請のあった奈良市介護予防教室運営事業の利用については、次の理由により認められませんのでお知らせします。

対象者	住所	
	氏名	( 年 月 日生)
備考		

利用希望者	
不承認の理由	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 6 号様式（第 7 条関係）

奈良市介護予防教室運営事業変更届

年 月 日

（あて先）奈良市長

届出者 住所  
氏名  
（電話番号 — ）

次のとおり奈良市介護予防教室運営事業利用申請書の記載事項に変更がありましたので、奈良市介護予防教室運営事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

利用者氏名		
事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
電 話 番 号		
緊急連絡先		
そ の 他		

第 7 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

奈良市長 印

奈良市介護予防教室運営事業利用停止（廃止）通知書

年 月 日付けで決定した奈良市介護予防教室運営事業の利用については、次の理由により停止（廃止）しましたのでお知らせします。

利 用 者 名	
停止（廃止）日	年 月 日から
停止（廃止）理由	

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

（平成18年 3 月31日揭示済）

奈良市告示第186号

奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般の公共交通機関を利用することが困難な月ヶ瀬地域又は都祁地域の高齢者に対し、介護予防教室送迎サービス事業（以下「サービス」という。）を実施することにより、高齢者が健全で安定した生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(サービスの実施)

第2条 サービスは、利用者の決定を除き、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）に委託して実施するものとする。

(対象者)

第3条 サービスを利用することができる者（以下「対象者」という。）は、月ヶ瀬地域又は都祁地域に住所を有する者で、奈良市介護予防教室運営事業実施要綱（平成18年奈良市告示第185号）に定める介護予防教室（以下「介護予防教室」という。）の利用者であるものとする。

(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、リフト車両等の移送用車両による対象者の居宅と介護予防教室を実施する場所との間の送迎とする。

(サービスの利用申請)

第5条 サービスを利用しようとする者又はその養護者は、奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(サービスの利用決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受け、サービスの利用を要すると認めるときは、奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、奈良市介護予防教室送迎サービス事業依頼書（別記第3号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の申請を受け、サービスの利用を要しないと認めるときは、奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用不承認決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 サービスの利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその養護者は、住所等申請書に記載した内容に変更が生じたときは、奈良市介護予防教室送迎サービス事業変更届（別記第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、事業者に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

(利用の廃止)

第8条 市長は、利用者が月ヶ瀬地域又は都祁地域から転

出し、又は転居したときは、サービスの実施を廃止するものとする。

2 市長は、前項の規定によりサービスの実施を廃止したときは、奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用廃止通知書（別記第6号様式）により、利用者及び事業者に通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 市長は、事業者に対し、サービスの実施に要する経費を支弁する。

2 サービスの利用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別記  
第1号様式(第5条関係)

奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号 - - )

次のとおり介護予防教室送迎サービスを受けたいので、奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱第5条の規定により申請します。

対象者	住所	電話番号 ( - - )		
	フリガナ	年 月 日生 ( 歳)		
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号
利用するプログラム (チェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 運動器の機能向上教室			
	<input type="checkbox"/> 栄養改善教室			
	<input type="checkbox"/> 口腔機能向上教室			
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			

承諾書及び誓約書

- 1 奈良市介護予防教室送迎サービス事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。
- 2 サービスの利用中に不可抗力により発生した事故については、異議申立てをいたしません。

申請者 \_\_\_\_\_ ㊟  
(対象者との続柄 )

対象者 \_\_\_\_\_ ㊟

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

第 号  
年 月 日

（申請者） 様

（委託先） 様

奈良市長 印

奈良市長 印

奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用決定通知書

奈良市介護予防教室送迎サービス事業依頼書

年 月 日付けで申請のあった奈良市介護予防教室送迎サービス事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

奈良市介護予防教室送迎サービス事業の利用者を決定したので、申請書の写しを添えて依頼します。

対象者	住所	
	氏名	( 年 月 日生)
利用開始日	年 月 日	
備考		

第 4 号様式 (第 6 条関係)

第 号  
年 月 日

(申請者) 様

奈良市長 印

奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用不承認決定通知書

年 月 日付で申請のあった奈良市介護予防教室送迎サービス事業の利用については、次の理由により認められませんので、通知します。

利用希望者名	
不承認の理由	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 5 号様式 (第 7 条関係)

奈良市介護予防教室送迎サービス事業変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所  
氏名  
(電話番号 - )

次のとおり奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用申請書の記載事項に変更がありましたので、奈良市介護予防教室送迎サービス事業実施要綱第 7 条第 1 項の規定により届け出ます。

対象者氏名		
事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
電 話 番 号		
緊急連絡先		
そ の 他		

第6号様式(第8条関係)

号 日  
第 年  
第 月

様

奈 良 市 長  
團

奈良市介護予防教室送迎サービス事業利用廃止通知書

年 月 日付けで決定した奈良市介護予防教室送迎サービス事業の利用については、次の理由により廃止いたしましたので通知いたします。

利 用 者 名	日 期	廃 止 理 由
	年 月 日	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成18年3月31日揭示済)

**奈良市告示第187号**

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問理美容サービス事業実施要綱(平成2年奈良市告示第243号)の一部を次のように改正する。

第1条中「老人」を「高齢者」に改める。

第2条第3項を次のように改める。

3 理美容サービスは、次に掲げる者(以下「委託先」という。)に委託して行うものとする。

- (1) 奈良県理容生活衛生同業組合
- (2) 奈良県美容業生活衛生同業組合
- (3) その他市長が適切な理美容サービスを提供することができることを認める法人

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 居宅において介護を受けている65歳以上の者(65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下「高齢対象者」という。)で、ケアプラン又は介護予防プラン(以下「ケアプラン等」という。)において理美容サービスの利用が必要であるとされているもの

第4条中「介護者」を「養護者(以下「申込者」という。)」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、高齢対象者に係る申込みは、その住所を担当する地域包括支援センターを経由して行うものとする。

第4条に次の1項を加える。

2 高齢対象者又はその養護者は、ケアプラン等を前項の申込書に添えなければならない。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、前条の申込みを受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、訪問理美容サービス事業利用決定通知書(別記第2号様式)により、申込者及び委託先に通知するものとする。この場合において、委託先への通知には、当該通知書に前条の申込書の写しを添えるものとする。

2 市長は、理美容サービスの利用が適当でないと認めるときは、訪問理美容サービス事業利用不承認通知書(別記第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

第5条第3項中「介護者」を「養護者」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、地域包括ケアの観点から、第1項及び第2項の決定の内容を、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に通知するものとする。

第7条中「介護者」を「養護者」に改める。

別記第1号様式中  
 「なお、対象者のサービスの利用に関し、不可抗力により発生した事故については、異議申し立てをいたしません。」  
 「なお、対象者のサービスの利用に関し、不可抗力により発生した事故については、異議申し立てをいたしません。  
 また、サービスの利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。」

氏名	
----	--

フリガナ	
氏名	

介護上の留意事項	
----------	--

介護上の留意事項	
----------	--

経由機関： 担当者： TEL -	地域包括支援センター受付欄	市受付欄
地域包括支援センター 確認欄 <hr/>		

改める。  
 別記第3号様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

--	--

第3号様式（第5条関係）

様

訪問理美容サービス事業利用不承認通知書

第 号  
年 月 日

奈良市長 印

年 月 日付で申込みのあった奈良市訪問理美容サービス事業については、次の理由により認められませんので、通知します。

対 象 者	氏 名	年 月 日 ( 歳)	
	住 所	性 別	男・女
不 承 認 の 理 由			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。  
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第188号

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成8年奈良市告示第163号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) ケアプラン又は介護予防プランにおいて、寝具乾燥消毒サービスの利用が必要であるとされていること。

第4条中「を市長」を「に、ケアプラン又は介護予防プランを添えて市長」に改め、同条に次の1項を加える。

別記第1号様式中

2 前項の申請は、対象者の住所地を担当する地域包括支援センターを経由して行うものとする。

第5条に次の2項を加える。

4 市長は、前条の申請書の内容を審査した結果、寝具乾燥消毒サービスの利用を認めないことと決定したときは、在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用不承認通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

5 市長は、地域包括ケアの観点から、第1項の決定の内容を、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に通知するものとする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(利用料)

第7条 利用者は、寝具乾燥消毒サービスを受けたときは、利用券を委託先に渡す際、次に掲げる額を委託先に支払うものとする。

(1) 寝具の乾燥消毒 1回につき380円

(2) 寝具の水洗い等 1回につき600円

世帯の状況(本人を除く。)	1 単身 2 高齢者のみの世帯 3 その他( )					
	氏	名	続柄	年齢	性別	備考

を

世帯の状況(本人を除く。)	1 単身 2 高齢者のみの世帯 3 その他( )					
	氏	名	続柄	年齢	性別	備考

承 諾 書

寝具乾燥消毒サービスの利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(対象者との続柄 \_\_\_\_\_ )

対象者氏名 \_\_\_\_\_ 印

経由機関： 担当者： TEL _____	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄 -----		

改める。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第 5 号様式 (第 5 条関係)

在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス利用不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付で申し込みのあった寝具乾燥消毒サービスの利用については、次の理由により承認できないので通知します。

対 象 者	氏 名		年 月 日 ( 歳)
	住 所	奈良市	
理 由			

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、同年6月1日から施行する。  
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第189号

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成18年3月31日

	意思の疎通	1 普通    2 やや悪い    3 大変悪い	を
	意思の疎通	1 普通    2 やや悪い    3 大変悪い	

緊急通報システムの利用にあたって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提示することについて承諾します。

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(対象者との続柄 \_\_\_\_\_ )  
対象者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ に

経由機関： 担当者： TEL _____	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄		

改める。

別記第3号様式及び第4号様式中「奈良市長 氏 名 様」を「(あて先) 奈良市長」に改める。

附 則  
(施行期日)

- この告示は、平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱第7条の規定は、この告示の施行の日以後の利用申請から適用し、同日前の利用申請については、なお従前の例による。  
(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第190号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成18年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱(平成6年奈良市告示第97号)の一部を次のように改正する。

- 第2条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。  
第3条第1号に次のように加える。  
ウ ケアプラン又は介護予防プラン(以下「ケアプラン等」という。)において、配食サービスの利用が必要であるとされていること。  
第4条から第6条までを次のように改める。  
(利用の申込み)

第4条 配食サービスを利用しようとする対象者又はその養護者(以下「申込者」という。)は、配食サービス利用申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 高齢対象者又はその養護者は、前項の申込書にケアプラン等を添えなければならない。この場合において、申込みは原則として対象者の住所地を担当する地域包括支援センター(以下「担当地域包括支援センター」という。)を経由して行うものとする。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査し、配食サービスの利用が必要であると認めるときは、配食サービス利用決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、配食サービスの利用が必要でないと認めるときは、配食サービス利用不承認通知書（別記第3号様式）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、配食サービスの利用を決定したときは、委託先の長に対し、配食サービス利用者決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

4 市長は、地域包括ケアの観点から、高齢対象者に係る決定の内容を、担当地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者に対し通知するものとする。

(事後評価)

第6条 市長は、前条第1項の規定により配食サービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）のうち、高齢対象者（以下「高齢利用者」という。）に対し、定期的にアセスメントを行い、利用による効果を測定するものとする。

2 前項のアセスメントの内容及び項目については、別途市長が定めるものとする。

第10条を第12条とする。

第9条中「食材料費の実費」の次に「及び調理に係る費用として、1食につき450円」を加え、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(利用の停止等)

第7条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、配食サービスを停止し、又は廃止することがある。

(1) 調理の可能な者と同居したとき。

(2) 前条に定める高齢利用者のアセスメントの結果、状態の改善が認められ、配食サービスの利用の必要がなくなったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりサービスの提供を停止し、又は廃止したときは、配食サービス事業利用停止（廃止）決定通知書（別記第5号様式）により、利用者に通知するものとする。

3 市長は、配食サービスの停止又は廃止を決定したときは、委託先の長に対し、配食サービス利用者停止（廃止）決定通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

4 第5条第4項の規定は、配食サービスの停止及び廃止について準用する。

(利用者の移管)

第8条 市長は、障害対象者が65歳となった時点で担当地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者にケアプラン等の作成を依頼し、当該障害対象者が高齢対象者の要件に該当する場合は、高齢利用者として第6条及び前条の規定を適用するものとする。

別記第1号様式中

対 象 者 住 所・氏 名 等	奈良市			電話	—
	年	月	日 ( 歳 )	男・女	

を

対 象 者	住 所	奈良市			電話	—
	フリガナ 氏 名	年	月	日 ( 歳 )	男・女	

に

緊 急 の 場 合 の 連 絡 先	氏 名	続 柄	連 絡 先 (住 所・電 話 番 号 等)		

を

緊 急 の 場 合 の 連 絡 先	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号

承 諾 書

配食サービスの利用に当たって必要があるときは、利用者の情報を各関係機関に提示することについて承諾します。

に

申込者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(対象者との続柄 \_\_\_\_\_ )

対象者氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

経由機関： 担当者： TEL -	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄		

改める。

別記第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「配食サービス利用不継続決定通知書」を「配食サービス利用停止（廃止）決定通知書」に、「継続しない」を「停止（廃止）する」に改める。

別記第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「配食サービス利用者不継続決定通知書」を「配食サービス利用者停止（廃止）決定通知書」に、「継続しない」を「停止（廃止）する」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成12年奈良市告示第137号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高齢者を介護する家族」を「高齢者又はその家族」に、「当該家族」を「当該高齢者及びその家族」に改め、「並びに高齢者の福祉の向上」を削る。

第2条中「(以下「支給対象者」という。)」を削り、「の家族」を「又はその家族」に改め、同条第2号中「要介護度4」を「要介護度3、4」に、「紙おむつ等を必要とする」を「常時失禁状態にある」に改める。

第3条を次のように改める。

(支給の申請)

第3条 紙おむつ等の支給を受けようとする者は、紙おむつ等支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、原則として要介護者の住所地を担当する地域包括支援センターを経由のうえ、市長に提出しなければならない。

- (1) 市外から転入した者にあつては世帯全員の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証明できる証券
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7条第2項中「支給決定者」を「原則として紙おむつフラットタイプの支給を受けている支給決定者」に改める。

第8条第1項中「8月1日」を「7月1日」に改める。

第9条第1項第1号及び第2号中「支給決定者又は」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「3以下」を「2以下」に改め、同号を同項第3号とする。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「支給決定者等」を「支給決定者又はその介護者」に改め、同条第2号中「支給決定者又は」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

紙おむつ等支給申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
(要介護者との続柄 )  
電話番号 -

次のとおり紙おむつ等の支給を受けたいので、申請します。

要 介 護 者	住 所	奈良市			
	フリ 氏 名	-----		性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日 ( 歳)			
	要介護度	要介護(3・4・5)		電話番号	-
世 帯 状 況 ・ 介 護 者 等	氏 名	続 柄	住 所	連 絡 先	

希望する種類とサイズ

- 1 紙おむつフラットタイプ【月120枚】  
※おむつカバー 希望する(S・M・L・LL)・希望しない【年3枚】
- 2 紙おむつテープ式パンツタイプ(S・M・L)【月60枚】
- 3 紙おむつリハビリパンツタイプ(S・M・L)【月30枚】
- 4 尿取りパッド【月240枚】

※市外からの転入者は、世帯全員の当該年度分の市町村民税が非課税であることが証明できる証票を添付してください。

承 諾 書

紙おむつ等の支給決定及び次年度以降の資格要件確認のために必要があるときは、奈良市において、要介護者の住民情報、要介護度及び世帯の市県民税課税状況を調査することについて承諾します。また、支給を受けるに当たって必要があるときは、各関係機関に要介護者の情報を提示することについても承諾します。

年 月 日

要介護者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
介護者 氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
(要介護者との続柄 )

経由機関： 担 当 者： TEL -	地域包括支援センター受付欄 市 受 付 欄
地域包括支援センター 確認欄 -----	

別記第2号様式中

支給決定者	氏名		年	月	日(歳)
	住所			性別	
要介護者	氏名		年	月	日(歳)
	性別				

を

要介護者	氏名		年	月	日(歳)
	住所			性別	

に

「支給対象者又は要介護者」を「要介護者」に改める。

別記第4号様式中「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、

支給決定者	氏名	
	住所	
要介護者	氏名	

を

要介護者	氏名	
	住所	

に

改め、「(支給決定者・要介護者)」を削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式中

支給決定者	氏名		年	月	日(歳)
	住所			性別	
要介護者	氏名		年	月	日(歳)
	性別				

を

要介護者	氏名		年	月	日(歳)
	住所			性別	

に

改める。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第192号

奈良市外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市外出支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市外出支援サービス事業実施要綱(平成17年奈良市告示第181号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱

第1条中「困難な高齢者」を「困難な月ヶ瀬地域の高齢者」に、「外出支援サービス事業」を「高齢者医療機関送迎サービス事業」に改める。

第3条中「又は都祁地域」を削り、同条第3号中「次条第2項に規定するサービスにおいては、単身世帯」を「単身世帯」に改める。

第4条第1項中「市の生きがい活動支援通所事業を実施する場所」を「医療機関等」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「生きがい活動支援通所事業の実施日及び」を削り、同条第3項中「前条第2項の医療機関等への送迎」を「サービス」に改める。

第6条中「奈良市外出支援サービス事業利用申請書」を

「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用申請書」に改める。

第7条第1項中「奈良市外出支援サービス事業利用決定通知書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用決定通知書」に、「奈良市外出支援サービス事業依頼書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業依頼書」に改め、同条第2項中「奈良市外出支援サービス事業利用不承認決定通知書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用不承認決定通知書」に改める。

第8条第1項中「奈良市外出支援サービス事業変更届」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業変更届」に改める。

第9条を次のように改める。

(利用の廃止等)

第9条 市長は、利用者が月々瀬地域から転出し、又は転居したときは、サービスの実施を廃止するものとする。

2 市長は、利用者が入院等により3月以上継続してサービスを利用しなかったときは、サービスの実施を停止し、又は廃止することがある。

3 市長は、前2項の規定によりサービスの実施を停止し、又は廃止したときは、奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用停止(廃止)通知書(別記第7号様式)により、利用者及び事業者へ通知するものとする。

第11条中「奈良市外出支援サービス事業利用者台帳」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用者台帳」に改める。

別記第1号様式中「奈良市外出支援サービス事業利用申請書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用申請書」に、「外出支援サービスを」を「高齢者医療機関送迎サービスを」に、「奈良市外出支援サービス事業実施要綱」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱」に、

「介 護 者」を

「介 護 者 (対象者との続柄 )」に

「サービスを希望する理由」を

送 迎 先 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	

「サービスを希望する理由」に

改める。

別記第2号様式中「奈良市外出支援サービス事業」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業」に改める。

別記第3号様式中「奈良市外出支援サービス事業利用決定通知書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用決定通知書」に、「奈良市外出支援サービス事業の」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業の」に改める。

別記第4号様式中「奈良市外出支援サービス事業依頼書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業依頼書」に、「奈良市外出支援サービス事業の」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業の」に改める。

別記第5号様式中「奈良市外出支援サービス事業利用不

承認決定通知書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用不承認決定通知書」に、「奈良市外出支援サービス事業の」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業の」に改める。

別記第6号様式中「奈良市外出支援サービス事業変更届」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業変更届」に、「奈良市外出支援サービス事業利用申請書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業利用申請書」に、「奈良市外出支援サービス事業実施要綱」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業実施要綱」に改める。

別記第7号様式中「奈良市外出支援サービス事業利用停止(廃止)通知書」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービ

ス事業利用停止（廃止）通知書」に、「奈良市外出支援サービス事業の」を「奈良市高齢者医療機関送迎サービス事業の」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。  
(平成18年 3月31日揭示済)

奈良市告示第193号

奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱を廃止する告示

奈良市生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成17年奈良市告示第180号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。  
(平成18年 3月31日揭示済)

奈良市告示第194号

奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 市民の防災意識の高揚と自主的な防災体制の充実に資するため、自主防災組織に対し、予算の範囲内で防災資機材等の購入に要する経費について自主防災組織初度設備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、災害時に市民が地域で相互に協力し、助け合って防災活動を行うため、小学校区又は地区自治連合会を単位として自主的に結成された団体をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、奈良市自主防災組織結成届出書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出た自主防災組織で、以前に他の同様の補助金の交付を受けていないものとする。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織の組織図

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる防災資機材等（以下「資機材」という。）の購入に要した経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と40万円に申請年度の4月1日現在の当該組織に加入している世帯数に200円を乗じて得た額を加えた額とを比較して少ない方の額とし、100万円を限度とする。

2 補助金は、1団体につき1回限り交付する。  
(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 資機材購入見積書
- (2) 自主防災組織加入世帯数報告書（別記第2号様式）  
(実績報告)

第7条 規則第14条に規定する実績報告書には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 資機材の購入に関する支出証拠書類及び購入した資機材の写真
- (2) 購入した資機材の保管又は配置場所を明らかにした書類  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象となる防災資機材等

No.	区 分	資 機 材 名
1	情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
2	消火用	可搬式動力ポンプ、防火水槽、ホース、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、とび口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
3	水防用	ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、かけや等
4	救出救護用	エンジンカッター、可搬式ウインチ、テント、チェーンブロック、チェーンソー、ジャッキ、パール、救急箱、はしご、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり等
5	給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
6	避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋等
7	資機材保管用	資機材倉庫等
8	その他	市長が資機材として認めたもの

別記  
第1号様式(第3条関係)

第2号様式(第6条関係)

奈良市自主防災組織結成届出書

自主防災組織加入世帯数報告書

年 月 日

年 月 日

(あて先) 奈良市長

(あて先) 奈良市長

届出者(自主防災組織代表者)

住 所 奈良市

住所

自主防災組織名

氏名 ㊟

代 表 者 名 ㊟

電話

次のとおり自主防災組織を結成したので届出します。

奈良市自主防災組織初度設備補助金交付要綱第6条の規定により、 年4月1日  
現在の当自主防災組織加入世帯数を下記のとおり報告します。

記

自主防災組織加入世帯数 世帯

(平成18年3月31日揭示済)

年 月 日	
(あて先) 奈良市長	
届出者(自主防災組織代表者)	
住所	
氏名 ㊟	
電話	
次のとおり自主防災組織を結成したので届出します。	
名 称	
加入世帯数	
結成年月日	
備 考	

奈良市告示第195号

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対して、一時的に生活援助若しくは保育サービスが必要な場合又は日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣する母子家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、母子家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業は、費用負担額の決定を除き、その適切な運営が確保できると認められる法人等（以下「事業受託者」という。）に委託して行うものとする。

(対象家庭)

第3条 家庭生活支援員の派遣を受けることができる家庭は、次のいずれかに該当する市内の母子家庭等とする。

- (1) 技能習得のための通学若しくは就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助又は保育サービスが必要な家庭
- (2) 生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭

(便宜の種類及び内容)

第4条 家庭生活支援員が提供する便宜の種類は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活の便宜
- (2) 子育て支援 保育サービス及びこれに附随する便宜

2 前項の生活援助又は子育て支援の内容、事業実施上の留意点等については、母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について（平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）によるものとする。

(実施場所)

第5条 事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助 被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援
  - ア 家庭生活支援員の居宅
  - イ 講習会等職業訓練を受講している場所
  - ウ 児童館、母子生活支援施設等の利用しやすい適切な場所

(家庭生活支援員の要件)

第6条 家庭生活支援員は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 生活援助は、訪問介護員（ホームヘルパー）3級以

上の資格を有する者とする。

- (2) 子育て支援は、保育士又は看護師の資格を有する者とする。

(家庭生活支援員の派遣等の決定等)

第7条 家庭生活支援員の派遣を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市を経由して事業受託者に提出しなければならない。この場合において、申請者は、派遣を必要とする母子家庭等の者又はその近隣に在住する者等とする。

- (1) 母子家庭等の世帯主の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (2) 家庭生活支援員の派遣を希望する日時
- (3) 家庭生活支援員の派遣を必要とする理由
- (4) 希望する支援内容及び子育て支援を希望する場合については、支援場所
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 母子家庭等が生活保護世帯の場合 生活保護受給者証明書
- (2) 母子家庭等が市町村民税非課税世帯又は児童扶養手当支給水準世帯の場合 当該母子家庭等の前年（1月から6月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額についての市町村長の証明書
- (3) 母子家庭等が児童扶養手当受給世帯の場合 児童扶養手当証書の写し

3 事業受託者は、第1項の規定による申請があったときは、家庭生活支援員の派遣の必要性を判断して、速やかに家庭生活支援員の派遣の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

4 事業受託者は、家庭生活支援員の派遣が緊急を要すると認めたときは、第1項の申請並びに前項の決定及び通知を口頭により処理し、事後において所定の手続を行うものとする。

(費用の負担)

第8条 家庭生活支援員の派遣を受けた世帯は、別表に定める基準により派遣に要した費用を負担するものとする。

(家庭生活支援員の責務)

第9条 家庭生活支援員は、事業の実施に当たって職務上知ることができた母子家庭等の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(関係機関との連携)

第10条 市及び事業受託者は、事業を実施するに当たっては、民生委員・児童委員、母子生活支援施設等の関係機関との連絡・調整を十分に行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(奈良市母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱の廃止)

2 奈良市母子家庭、寡婦及び父子家庭介護人派遣事業実施要綱(平成14年奈良市告示第118号)は、廃止する。  
別表(第8条関係)

母子家庭等日常生活支援事業費用負担基準

利用世帯の区分	利用者の負担額(1時間当たり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

備考

- 子育て支援に係る費用負担額は、次に定めるところにより算定する。
  - 派遣時間数が2時間に満たないときは、2時間として算定する。
  - 家庭生活支援員が宿泊した場合の負担額は8時間分とし、児童1人の場合の負担額に2分の1を乗じて得た額とする。
  - 同一世帯に属する2人目以降の児童に係る負担額は、1人につき児童1人の場合の負担額に2分の1を乗じて得た額とする。
  - 費用負担額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 1時間未満の端数は、1時間として算定する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第196号

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付償還金子補給金交付要綱(平成14年奈良市告示第116号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条又は法第19条の2第1項」を「第13条又は法第32条第1項」に、「第10条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第2条中「第6条又は第27条」を「第7条又は第36条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、平成18年3月31日までに当該資金の貸付けの決定を受けた者に限る。

第3条中「第7条第3項」を「第8条第3項」に、「第

28条第2項」を「第37条第2項」に、「第18条」を「第19条」に、「第29条」を「第38条」に改める。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第197号

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱の一部を改正する告示

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱(平成14年奈良市告示第117号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和29年政令第244号」を「昭和39年政令第24号」に、「第16条」を「第17条」に、「第17条第2項」を「第18条第2項」に、「第29条」を「第38条」に改める。

第2条第2項、第4条及び第5条中「第16条ただし書」を「第17条ただし書」に改める。

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、回復途上にある在宅の精神障害者に通院医療費助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、当該精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定による精神通院医療の支給認定を受けている者並びに障害者自立支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条の規定により公費負担を受けている国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者及び社会保険各法による被保険者、組合員若しくはこれらの者の被扶養者とする。

2 前項に規定する社会保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

- 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

3 第1項の規定にかかわらず、社会保険各法の被扶養者については、その者の加入する社会保険の被保険者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年の所得とする。）が、被保険者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者の有無及び扶養親族の数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条の4第3項に規定する額を超える場合は、対象者としなない。

4 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる法律の適用を受けて医療が行われる者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

(2) 老人保健法（昭和57年法律第80号）

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、国民健康保険法及び社会保険各法の規定により対象者が負担した一部負担金又は一部負担金相当額とする。ただし、社会保険各法の被扶養者に係る医療費について、保険者から医療給付（付加給付を含む。）を受給し、又は受給することができるときは、その受給金額に相当する額を助成金の額から控除するものとする。

（助成金の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、奈良市精神障害者通院医療費助成金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、対象者の保護者等が本人に代わって医療費を負担したときは、助成金の交付を申請できるものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付し、又は提示しなければならない。

- (1) 自立支援医療費自己負担上限額管理票
- (2) 障害者自立支援法による受給者証又は精神障害者保健福祉手帳
- (3) 医療費の自己負担額を証する書類
- (4) 対象者が社会保険各法の被保険者、組合員又はその被扶養者であるときは次に掲げる書類
- ア 被保険者証（写し）
- イ 被保険者の源泉徴収票、税務署が交付する納税証明書又は所得額を証明する書類

（助成の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上助成金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の額を決定したときは、申請者に奈良市精神障害者通院医療費助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により助成金の額を通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付につ

いて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者(対象者又は保護者等)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

対象者との続柄 \_\_\_\_\_

次のとおり精神障害者通院医療費助成金の交付を申請します。

申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

申 請 者 記 入 欄	対象者	氏 名	男・女	生年 月日	[M・T] [S・H]	年 月 日
		住 所				
加入者医療保険	被保険者名			保険種別	国 保 ・ 社保家族	
	被保険者証記号・番号			付加給付等の有無 (有の場合給付額)	有 ・ 無 ( 円)	
	保険者番号及び名称			保険者所在地		
社保家族の場合被保険者の所得	被扶養者数	所得額①	控除額②	控除後の所得①-②		
	(内老人 人)	円	円	円		
支払希望金融機関	金融機関名	普通・当座			支店名	支店
	口座番号				口座名義人	

【注】対象者が社保家族の場合には、次に掲げる書類を初回及び毎年8月に提出すること。

- 被保険者証
- 被保険者の源泉徴収票、税務署が交付する納税証明書又は所得額を証明する書類

医療機関等記入欄	年 月分	総点数 点	内精神保健福祉法負担点数 点	精神通院医療に係る自己負担額 円
	上記のとおり診察し、自己負担額を領収しました。 年 月 日			
		医療機関等	所在地	
		名称		
		氏名		㊟

【注】医療機関等で証明が得られない場合には、次に掲げる書類を提出すること。

- 障害者自立支援法による受給者証又は精神障害者保健福祉手帳
- 医療費の自己負担額を証する書類

決 定	係	決裁年月日	年 月 日
		交付年月日	年 月 日
	台帳確認		
(自己負担額 円) - (付加給付及びその他控除額 円) = 助成金額		円	

第2号様式(第5条関係)

奈良市精神障害者通院医療費助成金交付決定通知書

第 年 月 日

様

奈良市長

団

年 月 日付けで申請のあった精神障害者通院医療費助成金については、審査の結果、病院等で支払われた自己負担金の内 円を助成することに決定したので通知します。

なお、支払については、年 月 日に指定された金融機関の預金口座に振込の手続きをしますのでお知らせします。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第199号

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例施行規則に基づく報告書の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成8年奈良市告示第284号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務部総務課」を「市長公室情報公開課」に改める。

第6条中「総務部総務課長」を「情報公開課長」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第200号

昭和62年奈良市告示第59号(教育委員会への事務委任)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行す

る。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項及び第12項を削る。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市市民企画事業実施要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市市民企画事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の多様な発想から生み出される各種事業の企画(以下「市民企画」という。)を広く募り、優れたものを、それに基づく市の事業(以下「企画事業」という。)として市民の力を活かしながら実施することにより、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、市民と市が地域課題や社会的な課題を解決するために、お互いに尊重しあい相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組むことをいう。

(提案者)

第3条 市民企画を提案することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所、事業所又は活動拠点を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

(対象事項)

第4条 市民企画の対象となる事項は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内で、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与するものであること。
- (2) 企画事業を実施する年度（企画事業の実施が複数年度にわたるときは各年度）の事業達成目標及び全体の事業実施計画が明らかにされ、かつ、実現可能なものであること。
- (3) 事業の実施に当たり、協働の内容が明らかにされていること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 法令等に違反しないこと。
- (6) その他市長が定める事項

(募集)

第5条 市長は、市民企画を募集しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成し、これを公表するものとする。

- (1) 応募者の資格
- (2) 市民企画が満たすべき条件
- (3) 応募期間及び応募方法
- (4) 審査方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(審査及び決定)

第6条 市長は、市民企画が提案されたときは、第8条に規定する奈良市市民企画審査委員会に付議するものとする。

2 奈良市市民企画審査委員会は、次の項目について市民企画を審査し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 政策合致性
- (2) 公益性
- (3) 計画性
- (4) 社会貢献度
- (5) 需要度
- (6) 期待度
- (7) 創意工夫度

3 奈良市市民企画審査委員会の審査は、次の方法により行うものとする。

- (1) 第一次審査 市民企画の書類審査を行う。
- (2) 第二次審査 市民企画をプレゼンテーション方式により審査を行う。

4 市長は、第2項の報告を受けて、企画事業を決定するものとする。

5 市長は第3項第2号の第二次審査の市民企画の内容を

ホームページ及び情報公開課で公開するものとする。

(事業の実施)

第7条 企画事業の実施に当たっては、市長及び市民企画を提案した者が協働し、企画事業の完遂に努めるものとする。

2 市長は、企画事業の成果を発表し、市民への周知に努めるものとする。

(委員会の設置等)

第8条 次に掲げる事項を行わせるため、奈良市市民企画審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 第6条第2項の規定による市民企画の審査に関すること。

(2) 企画事業に対する必要な助言に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内に住所を有する者

(3) 市職員

(4) その他市長が適当と認める者

4 前項第2号に規定する委員は、公募によるものとする。

5 委員の任期は、1年とし、5年を限度として再任されることを妨げない。

6 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の運営)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の庶務は、市民参画課において処理する。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民企画事業の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年3月31日揭示済)

#### 奈良市告示第202号

奈良市市民政策アドバイザー制度要綱を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭  
奈良市市民政策アドバイザー制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さまざまな分野の市民政策アドバイザーを委嘱し、必要に応じて市民の立場からの意見又は助言を求めるための制度を設けることにより、市民それぞれが持つ多様な経験及び知識を市の施策に活かすことを目的とする。

(委嘱)

第2条 市長は、次のいずれかに該当し、行政にかかわるさまざまな分野について自らの識見をもって市政の発展に寄与することが期待される者を、公募又は市の各部署からの推薦により、市民政策アドバイザーに委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内を拠点に活動する団体の構成員である者

2 市民政策アドバイザーの種別、定員及び任期は、別表のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(制度の活用)

第3条 市長は、施策の実施に当たり必要があると認めるときは、その内容に応じた種別又はすべての市民政策アドバイザーに対し、意見又は助言を求めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、複数の市民政策アドバイザーを指名し、特定の事項について自主的に研究する研究部会を設置するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、研究部会に係る部局の市職員を参加させるものとする。

4 市民政策アドバイザー及び研究部会は、市長から意見又は助言を求められたときは、可能な限り速やかにそれらを提出するよう努めるものとする。

5 市長は、市民政策アドバイザー及び研究部会が提出した意見又は助言の内容を積極的に施策に反映させるよう努めるものとする。

(研究顧問)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、市民政策アドバイザー制度を統括し、この制度の運用についての助言又は指導を求めるため、研究顧問を置くものとする。

2 研究顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(公表)

第5条 市長は、市民政策アドバイザー及び研究部会から意見又は助言があったときは、その内容及びそれに対する市の考え方をホームページ及び情報公開課で公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、原則として公表の日から1年間とする。

(委嘱の取消し)

第6条 市長は、市民政策アドバイザーが次のいずれかに該当したときは、委嘱を取り消すことがある。

(1) 心身の故障のため市民政策アドバイザーとしての活動が継続できないと認められるとき。

(2) その他市民政策アドバイザーの信用を失墜させたときその他市民政策アドバイザーとしての適格性を欠く行為があったとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民政策アドバイザー制度の運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

市民政策アドバイザーの種別、定員及び任期

種別	定員	任期
まちづくり	5人以内	2年
文化・観光	5人以内	2年
保健・福祉	5人以内	2年
教育・人権	5人以内	2年
地域安全・環境	5人以内	2年
市民参画・行財政改革	5人以内	2年

(平成18年3月31日掲示済)

奈良市告示第203号

奈良市都市経営戦略会議設置要綱を次のように定める。  
平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市都市経営戦略会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政方針及び理念に基づき、市が自立していくための基本的な方向を見出し、市の都市経営を戦略的に推進するため、奈良市都市経営戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事項について市長に意見を述べ、提言する。

- (1) 総合計画の推進に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。
- (3) 政策の立案及び推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 戦略会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 企業経営者
- (3) 行政経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。  
(委員長及び副委員長)

第4条 戦略会議に委員長及び副委員長1人を置き、市長の指名によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を指名する前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、戦略会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 戦略会議に、市政方針のうち特定の事項についての調査及び審議を通して、その事項を具体化する施策を検討し、又はその施策について意見若しくは提言を求めするため、専門部会を置く。

2 専門部会の名称、活動内容及び定員は、別表のとおりとする。

3 専門部会の部長及び部会員は、戦略会議の委員のうちから、市長が指名する。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、戦略会議の委員以外の者を部会員に委嘱するものとする。

5 前項に規定する部会員の任期は、戦略会議の委員である部会員の任期と同じ期間とする。

6 部長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。ただし、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、戦略会議の委員長がその職務を行うものとする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、企画政策課において処理する。  
(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

専門部会の名称、活動内容及び定員

名称	活動内容	定員
協働型社会形成部会	市民参画の推進に関する事 こと。	7人以内
近隣コミュニティ形成部会	安全で安心な夢のある街づくりに 関すること。	7人以内

別表第1(第7条関係)

受 給 者 負 担 基 準 月 額 表

階層区分	対象収入額等による受給者の階層区分	負担基準月額
------	-------------------	--------

観光戦略部会	奈良ブランドの発信に関する事 こと。	7人以内
行財政改革推進部会	行財政の質的転換に関する事 こと。	7人以内

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第204号

奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱(平成12年奈良市告示第132号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「入所させ、又は通所させ」を「入院させ」に改める。

第3条中「国立療養所西奈良病院」を「独立行政法人国立病院機構奈良医療センター」に改める。

第6条第3項中「70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者」を「75歳以上の者(昭和7年9月30日以前に生まれた者を含む。 )及び65歳以上75歳未満の者」に改め、同条第4項中「日用品費、一時金、期末一時扶助費、葬祭費、重障指導費、指導訓練材料費及び技術指導費」を「重障指導費及び指導材料費」に改める。

第7条を次のように改める。

(費用負担)

第7条 療養等の給付を受ける者(以下「受給者」という。)及び受給者と同一の世帯に属する民法(明治31年法律第9号)に定める扶養義務者(受給者が20歳未満の場合にあっては受給者の保護者。以下「扶養義務者等」という。)は、療養等の給付に要する費用の一部を市に支払うものとする。

2 前項の規定により受給者が支払うべき額は、別表第1により算定した負担基準月額とする。

3 第1項の規定により扶養義務者等が支払うべき額は、別表第2により算定した負担基準月額とする。

4 前項の規定にかかわらず、受給者が支払うべき額と扶養義務者等が支払うべき額との合計額が、別表第3の左欄及び中欄に掲げる世帯による階層区分に応じ、同表右欄に定める負担上限月額を越えるときは、扶養義務者等が支払うべき額は、当該負担上限月額から第2項の規定により算定した受給者の負担基準月額を差し引いた額とする。

別表を削る。

附則の次に次の3表を加える。

1	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者		0円
2	1階層に該当する者以外	前年分の対象収入額の年額区分	0円
		0円 ~ 270,000円	0円
3		270,001円 ~ 280,000円	1,000円
4		280,001円 ~ 300,000円	1,800円
5		300,001円 ~ 320,000円	3,400円
6		320,001円 ~ 340,000円	4,700円
7		340,001円 ~ 360,000円	5,800円
8		360,001円 ~ 380,000円	7,500円
9		380,001円 ~ 400,000円	9,100円
10		400,001円 ~ 420,000円	10,800円
11		420,001円 ~ 440,000円	12,500円
12		440,001円 ~ 460,000円	14,100円
13		460,001円 ~ 480,000円	15,800円
14		480,001円 ~ 500,000円	17,500円
15		500,001円 ~ 520,000円	19,100円
16		520,001円 ~ 540,000円	20,800円
17		540,001円 ~ 560,000円	22,500円
18		560,001円 ~ 580,000円	24,100円
19		580,001円 ~ 600,000円	25,800円
20		600,001円 ~ 640,000円	27,500円
21		640,001円 ~ 680,000円	30,800円
22		680,001円 ~ 720,000円	34,100円
23		720,001円以上	37,200円

(注)

- 1 進行性筋萎縮症者療養等給付の受給者の収入により算定される額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

別表第2（第7条関係）

扶養義務者等負担基準月額表

階層区分	税額等による扶養義務者等の階層区分	負担基準月額	
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C1	前年度分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200円
C2		当該年度分の市町村民税のうち所得割のみ課税の者	3,300円
D1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円 ~ 30,000円	4,500円
D2		30,001円 ~ 80,000円	6,700円
D3		80,001円 ~ 140,000円	9,300円

D 4	140,001円 ～ 280,000円	14,500円
D 5	280,001円 ～ 500,000円	20,600円
D 6	500,001円 ～ 800,000円	27,100円
D 7	800,001円 ～ 1,160,000円	34,300円
D 8	1,160,001円以上	37,200円

(注)

- 1 進行性筋萎縮症者療養等給付の受給者の民法に定める扶養義務者（受給者と同一の世帯に属する者（ただし、受給者が20歳未満においては、受給者の保護者）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者に限る。以下同じ。）の税額等により算出される額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄の欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 3 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
  - (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
  - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
  - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

別表第3（第7条関係）

負 担 上 限 月 額 表

世帯（※1）による階層区分	負担上限額
一般（※2）	37,200
低所得2（※3）	24,600
低所得1（※4）	15,000
生活保護（※5）	0

（※1）「世帯」とは、受給者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とする。ただし、受給者が住民基本台帳上同一世帯に属する者（当該受給者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しない時（受給者が20歳未満の場合を除く。）は、「低所得1」及び「低所得2」の規定の適用については、当該受給者と同一の世帯に属する者を、当該受給者と同一の世帯に属するその配偶者のみであることができる。

（※2）「一般」とは、「低所得2」、「低所得1」及び「生活保護」に該当しない受給者をいう。

（※3）「低所得2」とは、受給者が市町村民税世帯非課税者（受給者と同一の世帯に属する者が給付のあった月の属する年度（給付のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における受給者等をいう。）である者とする。（ただし、下記「低所得1」に該当する者を除く。）

(※4)「低所得1」とは、受給者が市町村民税世帯非課税者であり、かつ、給付のあった月の属する年の前年(給付のあった月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)、給付のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)及び給付のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金等を合計した金額の合計額が80万円以下である者をいう。

(※5)「生活保護」とは、(※1)により同一の世帯に属する者と認められた世帯の中心者が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている世帯をいう。

別記第1号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「県第 号」を「都道府県市第 号」に改める。

別記第2号様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「都道府県第 号」を「都道府県市第 号」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。



別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

療 養 等 給 付 券			
交 付 番 号		交 付 年 月 日	
被保険者証等の 記号・番号		保険者等の名称	
氏名・性別			
生年月日	(満 歳)		
居住地			
身体障害者手帳	都道府縣市 第 号 ( 級)		
療養等担当機関			
給付期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
本人負担額		支 払 期 日	
扶養義務者 等負担額			
備 考			
上記のとおり決定します。 年 月 日 奈良市長 印			

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

療養等担当機関の名称						
(あて先) 奈良市長 印						
請求金額 円也 (単位：円)						
氏 名	医 療 費			重障指導費	指導材料費	合 計
	総 額	公 費	そ の 他			
(入院委託分) 合 計						

附則

この告示は、平成18年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の規定は、平成18年度予算に係る療養等の給付から適用する。

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第205号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成18年度近傍同種の住宅の家賃及び同法第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃 (円)	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.8	125-128	93,600	0.7312
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目	74.9	76-77	92,500	0.7090

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第206号

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱（平成9年奈良市告示第209号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号に次のただし書を加える。

ただし、途中で借り換えたときは、その時点以降は、対象としない。

第4条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前号に規定する金融機関以外からの融資制度を利用していないこと。

第5条第1項中「1.0パーセント」を「2.0パーセント」に改める。

附則第3項中「平成14年3月1日」を「平成18年4月1日から平成23年3月1日」に改める。

附則第4項中「平成19年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の奈良市旅館施設改善資金利子補給金交付要綱の規定により交付していた利子補給金については、なお従前の例による。

(平成18年3月31日揭示済)

六条奈良阪線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成18年3月31日

奈良市長 藤原 昭

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成18年3月31日揭示済)

奈良市告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・101号